委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	長野県	
3. 市区町村名	飯島町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.iijima.lg.jp/bangoseido.html	

執行機関名 飯島町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障がい児者)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の
		飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年条例第41号)第1条
		第1条 この条例は、 <u>子ども、障がい者</u> 、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の 医療費負担を軽減するため福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給し、

⑦独自利用事務の関連規範		飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年飯島町条例第41号) 飯島町福祉医療費給付金給付規則(昭和49年飯島町規則第20号)
2. 準ずる法定事務の具体的な	な事務内容と提供を求める特定個人情報等	MEG 1/11 11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1
事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者の配偶者、当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 口	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者の配偶者、当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関 する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条

都道府県知事

②情報提供者

都道府県知事

③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法 第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る身体障害者福祉法 第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ホ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及 びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 3 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第 1項の特定障害者特別給付費及び同法第35条第1項の特例特定障害者特 別給付費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 3 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者に係る国民年金法第30条の4の障害基礎年金の支給 に関する情報	当該申請を行う障がい者に係る国民年金法第30条第2項の障害等級に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1 項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該申請に係る障がい児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯をいう。)に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 口	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世 帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該申請に係る障がい児又は支給認定基準世 帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ハ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条		
②情報提供者		都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支 給認定に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児の保護者に係る障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定 に関する情報		
特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 二	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法 第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る身体障害者福祉法 第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報		
特定個人情報5				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ホ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健手帳の交付及び その障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい害者又は当該申請に係る障がい児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報		

備考